

備 一 第 4 1 3 号
令和 7 年 4 月 3 日

国土交通省大阪航空局長 殿

大 阪 府 警 察 本 部 長

飛行自粛に関する警備への協力について（依頼）

平素は、警察行政各般にわたり格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月13日から10月13日までの184日間、大阪市此花区夢洲において2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）が開催される予定であり、当府警では、当該警備に万全を期すため、現在各種の警備諸対策を推進しているところであります。

つきましては、本警備の重要性を御理解の上、航空機による不測の事態が発生することを防止するため、次のとおり飛行自粛について御協力をお願いいたします。

1 飛行自粛要請日時及び区域

(1) 飛行自粛要請日時

- ア 令和7年4月11日（金）午前11時15分から午後6時30分までの間
- イ 令和7年4月12日（土）午後0時30分から午後6時30分までの間
- ウ 令和7年6月1日（日）午前7時から午後10時までの間
- エ 令和7年7月3日（木）午前7時から午後10時までの間
- オ 令和7年7月19日（土）午前7時から午後10時までの間
- カ 令和7年8月5日（火）午前7時から午後10時までの間

(2) 施設

大阪・関西万博の会場（以下「万博会場」という。）
北緯34度38分56.45秒 東経135度23分0.54秒

(3) 飛行自粛区域

- ア 令和7年4月11日（金）及び12日（土）
万博会場から半径2000m以内、地表から高度3000ft以下
- イ 上記以外の日
万博会場から半径2000m以内、地表から高度2000ft以下

2 飛行自粛除外機

- (1) 警戒のために飛行する警察航空機及び海上保安庁航空機
- (2) 緊急用務で飛行する消防防災及び救難航空機
- (3) 気象状況、交通状況、離着陸を行う空港等を踏まえ、飛行することをやむを得ない航空機
- (4) 大阪・関西万博において飛行する航空機
- (5) その他、緊急やむを得ない飛行を要するため、あらかじめ警察本部に通報のあった航空機

3 連絡先

大阪府警察本部警備第一課万博警備対策室
電話（代）06-6943-1234 内線63039